

認証に係る費用規則

JWWA-H108

第 13 版：2025 年 6 月 10 日改正

公益社団法人 日本水道協会 品質認証業務

改正履歴

項目	版番号	頁	年月日	作成者 認証課	審 査 認証課長	承 認 管理責任者	主な改正事項
制定	0-0	全	H9. 4. 15	—	—	—	制 定
改正	0-5	一部	H23. 4. 1	清 水	仙 波	久保田	文言の見直し
改正	0-6	全	H24. 3. 12	清 水	仙 波	久保田	JIS Q 0065 による見直しと文言の修正
改正	0-7	7	H24. 11. 12	清 水	仙 波	久保田	登録料及び工場調査料の見直し
改正	0-8	1, 4	H25. 3. 15	清 水	仙 波	久保田	公益社団法人への移行及び川口試験所廃止(平成25年4月1日)に伴う改正
改正	0-9	4, 6, 7 10～13 17, 18	H26. 3. 6	清 水	仙 波	加 藤	文言及び性能試験の見直しと複合管の手数料、樹脂管を追加
改正	0-10	3～7, 9～12	H28. 3. 22	中 込	仙 波	波多野	文言の修正、試験手数料の見直し
改正	7	全	2019. 3. 26	中 込	豊 田	平 本	定期見直しに伴う改正
改正	8	18	2020. 3. 27	對 馬	豊 田	平 本	浄水器規格の廃止に伴う改正及び工場調査料の明確化
改正	9	4～7	2022. 3. 15	對 馬	近 藤	平 本	費用の算定方法及び請求時期を追加
改正	10	4, 5, 7	2023. 3. 13	對 馬	近 藤	遠 藤	定期見直し及び試験片作成立会手数料の設定
改正	11	6	2023. 9. 29	西 村	近 藤	遠 藤	適格請求書等保存方式に対応した条文を追加
改正	12	5, 6, 12	2024. 3. 12	西 村	近 藤	遠 藤	定期見直しに伴う改正
改正	13	9	2025. 6. 10	西 村	近 藤	遠 藤	最低保証検査手数料の改定

(目的)

第1条 この規則は、品質認証センター認証業務マニュアル(JWWA-H001)に基づき申込者及び認証取得者が支払う給水用具等、資機材等及び薬品等の認証業務に係る費用及び手数料(以下、「費用等」という。)について定める。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号のとおりである。

- (1) 「受付手数料」とは、品質認証業務規則(JWWA-H106)(以下、「業務規則」という。)第4条に定める認証登録の申込み、同第10条に定める認証登録の変更及び同第13条に定める認証登録継続の際の受付事務に要する費用をいう。
- (2) 「認証審査料」とは、業務規則第4条に定める申込品の審査に要する費用及び同第10条第2号、3号及び4号までに定める変更の認証審査に要する費用をいう。
- (3) 「登録料」とは、業務規則第8条に定める認証契約の締結、同第9条に定める認証登録簿への掲載、認証登録証の発行及び公表等に要する費用をいう。
- (4) 「登録維持料」とは、業務規則第13条に定める認証登録の継続に伴う認証登録の維持に要する費用をいう。
- (5) 「登録証再発行手数料」とは、業務規則第9条第2項に定める認証登録証の再発行(登録証紛失等の事由)に要する費用をいう。
- (6) 「登録事項変更手数料」とは、業務規則第10条第5号に定める認証登録証の書き換えに要する費用をいう。
- (7) 「工場調査料」とは、業務規則第5条第4項に定める初回工場調査、同第10条第3号に定める自社検査方式における製造設備又は製造工程の変更に伴う工場調査、同条第4号アに定める抜取検査方式から自社検査方式への変更に伴う工場調査、同第12条第1項第1号の定期工場調査及び同条第4項の臨時の工場調査に要する費用をいう。
- (8) 「抜取検査手数料」とは、業務規則第14条に定める抜取検査方式による品質確認に要する費用をいう。
- (9) 「施設使用料」とは、業務規則第5条第3項第2号に定める初回性能試験、同第10条第2号イに定める性能試験、同第12条第4項に定める臨時の性能試験及び同第14条に定める抜取検査方式による品質確認に品質認証センター(以下、「センター」という。)の施設を使用した場合に要する費用をいう。
- (10) 「試験立会料」とは、業務規則第5条第3項及び第10条第2号イに定める性能試験を申込者の試験設備又はセンターの施設を使用し、センター職員が立会いで行うために要する費用をいう。
- (11) 「フォローアップ手数料」とは、業務規則第12条の工場調査等に係る是正処置の確認に要する費用をいう。
- (12) 「認証マーク除去及び製品廃棄確認料」とは、業務規則第17条第9項及び第18条第4項に定める認証マーク除去及び廃棄処分の確認に要する費用をいう。
- (13) 「性能試験料」とは、業務規則第5条第3項の定めによりセンターの委託試験所が行う申込品の試験及び成績書作成に要する費用をいう。
- (14) 「認証マーク料」とは、業務規則第15条第1項の定めにより表示する認証マークのシールをセンターから購入する場合に要する費用をいう。

- (15) 「出張旅費」とは、業務規則で定める品質認証業務におけるセンター職員の交通費及びその他の費用をいう。
- (16) 「品質確認証明書発行手数料」とは、認証品品質確認規則(JWWA-H107)(以下、「品質確認規則」という。)第7条に定める品質確認証明書の発行又は再発行に要する費用をいう。
- (17) 「正本再発行手数料」とは、認証された新規及び変更申込みに伴う申込書等の認証取得者提出書類の再発行に要する費用をいう。
- (18) 「試験片作成立会手数料」とは、業務規則第5条第3項及び第10条第2号イに定める性能試験に供する試験片の作成について、特別基準の試験方法に基づきセンター職員が立ち合い、その作成を確認するために要する費用をいう。

(費用等の算定)

第3条 この規則に基づき申込者及び認証取得者等が支払う費用等は、次の各号に定められた金額とする。

- (1) 受付手数料は、別表1に掲げる金額とする。

なお、受付手数料は、認証取得者の変更(名称変更、住所変更、表示用略号の変更)、品質確認実施工場の変更(名称変更、住所変更、追加、削除、製造設備・製造工程の変更)及び品質確認方法の変更についての同一内容の変更が同時に申し込みされた場合、申込数を一括して1件とする。

- (2) 認証審査料は、別表1に掲げる金額とする。

- (3) 登録料は、別表1に掲げる金額とする。また、検査方式の変更に伴う登録料は、次のア及びイのとおりとする。

ア 年度途中で自社検査方式から抜取検査方式へ変更する場合、登録料は要さず、また抜取検査方式の登録料と自社検査方式の登録料の差額の返金を行わない。

イ 年度途中で抜取検査方式から自社検査方式へ変更する場合、登録料は別表1に掲げる自社検査方式の登録料と抜取検査方式の登録料の差額とする。

- (4) 登録維持料は、別表1に掲げる金額とする。

- (5) 登録証再発行手数料は、別表1に掲げる金額とする。

- (6) 登録事項変更手数料は、別表1に掲げる金額とする。

- (7) 工場調査料は、別表1に掲げる金額とする。

なお、工場調査料は、工場調査の日程に応じて次のアからエまでのいずれかにより算定する。

ア 同一工場の調査を連続した複数日で行う場合、調査時間を合算して工場調査料を算出する。また、調査時間には定期工場調査に伴う認証品の基準適合性評価に使用する供試品の試料採取と試験片作成立会の時間も含める。

イ 定期工場調査に伴う認証品の基準適合性評価を工場調査と同時に実施し、認証品の基準適合性評価の一部を別日に同一工場又は他の工場で行う場合、別日の費用は超過料を適用する。

また、認証品の基準適合性評価を他の工場の定期工場調査と合わせて行う場合、その工場調査料に包含する。

ウ 複数工場で成り立つ登録があり同一日に複数工場を調査した場合、各工場の調査時間と移動時間の合計で工場調査料を算定する。

ただし、複数日に渡り調査した場合は、調査日数分の工場調査料を適用する。

エ 工場調査と同時に新規又は変更申込の性能試験を行う場合、試験立会料を要する。

オ 工場調査と別日において、同一工場又は他の工場で定期工場調査に伴う認証品の基準適合性評価と試験片作成立会を同日に行う場合、別日の費用は工場調査超過料を適用する。

(8) 抜取検査手数料は、次のアからウまでにより算定した金額とする。

ただし、一回の抜取検査手数料が別表 1 の最低保証検査手数料に満たない場合、同最低保証検査手数料を適用する。

ア 製品ごとに別表 3 に掲げる単価に検査数量又は質量を乗じて算定する。

イ アにより算定した金額に 1 円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとし、1 円未満の場合は「1 円」とする。

ウ トン単位の製品の抜取検査質量を算定する場合、数量に単位質量を乗じ 1 kg 未満の小数点第一位を四捨五入する。

ただし、抜取検査質量が 1 kg 未満の場合、1 kg とする。

(9) 施設使用料は、別表 1 に掲げる金額とする。

(10) 試験立会料は、別表 1 に掲げる金額とする。

(11) フォローアップ手数料は、別表 1 に掲げる金額とする。

(12) 認証マーク除去及び製品廃棄確認料は、別表 1 に掲げる金額とする。

(13) 性能試験料は、別表 2 に掲げる金額とする。

なお、性能試験に使用する供試品の試料採取(耐久性能試験の開始確認も含む)のみ行う場合、別表 1 の最低保証検査手数料を適用する。

ただし、試料採取を抜取検査と同日に実施する場合には、試料採取に要する手数料は、第 8 号に定める手数料に包含する。

(14) 認証マーク料は、別表 1 に掲げる金額とする。

なお、認証マークの発送に係る費用は、依頼者が負担する。

(15) 海外における認証業務について、第 7 号、8 号、10 号、11 号及び 12 号に定める費用等が発生した場合、当該各号に定める金額の 2 倍とする。

(16) 第 3 条に掲げる費用等の納入額は、当該金額に消費税法第 29 条に規定する税率(以下、「消費税率」という。)を乗じて得た額(以下、「消費税額」という。)及び当該消費税額に地方税法第 72 条の 83 に規定する税率(以下、「地方消費税率」という。)を乗じて得た金額の合計とする。また、この場合において 1 円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

なお、消費税率及び地方消費税率の改正があった場合、施行の日から適用する。

(17) 出張旅費は、出張旅費についての取扱い要綱(JWWA-H210)に基づき算定した金額とする。

(18) 品質確認証明書発行手数料は、別表 1 に掲げる金額とする。

(19) 正本再発行手数料は、別表 1 に掲げる金額とする。

(20) 試験片作成立会手数料は、別表 1 に掲げる金額とする。

ただし、試験片作成立会と新規または変更申込の性能試験を同日に行う場合、試験立会料に包含する。

(費用等の請求時期)

第4条 費用等は、原則毎月月末締めにて、翌月下旬に請求する。

2 新規契約に係る受付手数料及び認証審査料は、都度請求する。

3 登録維持に係る受付手数料及び登録維持料は、1月中旬に請求する。

(費用等の納入期限)

第5条 費用等は、納入期限(請求書受領日の月末から1か月以内)までにセンターが指定する金融機関へ払込むものとする。

2 新規契約に係る受付手数料及び認証審査料は、前納とする。

3 登録維持に係る受付手数料及び登録維持料は、前納とする。

(費用等の請求書の取扱い及び様式)

第6条 費用等の請求書は、請求に必要となる事項を書面に印刷したものとする。

なお、請求書について、書面及び電子データの両方を送付する場合、書面が正本であり、電子データは副本として取り扱うものとする。

2 請求に必要となる事項とは、次に定めるところによる。

(1) 請求金額は、本規則に基づき算定された金額及び消費税額(適用税率含む)をいう。

(2) 請求日は、請求書を発行した年月日をいう。

(3) 請求書管理番号は、請求内容を確認・管理するため、請求書に記載する通し番号をいう。

(4) 適格請求書発行事業者登録番号は、日本水道協会の適格請求書発行事業者登録番号をいう。

(5) 請求先の宛名及び宛先は、請求先となる申込者及び認証取得者等の名称とその所在地をいう。

(6) 認証業務内容は、請求対象となる認証業務等及び認証業務等実施日をいう。

(7) 日本水道協会理事長名は、請求日に在任する日本水道協会理事長の氏名をいう。

(8) 日本水道協会の所在地は、日本水道協会の主たる事務所を置く所在地をいう。

(9) 会計事務専用公益社団法人日本水道協会理事長之印は、会計事務に専用する公印をいう。

(10) その他は、上記のほか、円滑な請求業務に資するもの及び法令に準じて記載を要するものをいう。

付 則

(登録料の特例)

認証登録の日が10月1日から翌年3月31日となる場合は、第3条第3項に定める基本基準又は特別基準の登録料を1/2とする。

(工場調査に係る時間)

工場調査に係る時間は、調査の開始から終了までの時間とし、端数の時間は切り上げとする。

ただし、休憩時間は、工場調査料には含めないものとする。

付 則

この規則の登録料(登録維持料)及び工場調査料は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

付 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規則は、2019 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、品質確認証明書の発行手数料については、2020 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この規則は、2020 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規則は、2022 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規則は、2023 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規則は、2023 年 10 月 1 日より施行する。

付 則

この規則は、2024 年 3 月 12 日より施行する。

付 則

この規則は、2025 年 6 月 10 日より施行する。

別表 1 費用規則第 3 条に規定する費用等

項 目	金額(円)		
品質確認方法	給水用具等 自社検査方式 ^{注1}	資機材等及び薬品等 自社検査方式 ^{注1}	抜取検査方式
受付手数料	20,000/申込		
認証審査料(追加数による)	1 製品 70,000/申込(以下 1 製品 追加ごと 5,000 加算) 給水用具の特別基準は上記金額の 2 割増		
登録料(登録維持料)	基本基準 350,000/申込 特別基準 400,000/申込	技術的基準 特別基準 350,000/申込	基本基準 150,000/申込 特別基準 180,000/申込
登録証再発行手数料	5,000/登録		
登録事項変更手数料	10,000/申込		
工場調査料 ^{注1}	7 時間まで : 50,000/人 (加算)超過料 : 10,000/時間/人		
抜取検査手数料	—		第 3 条第 8 号により算定する。
最低保証検査手数料	—		検査事業と同額 ^{注2}
施設使用料	50,000/日		
試験立会料	50,000/日/か所		
フォローアップ手数料	書類審査料 : 10,000/時間/人 現地審査料 : 書類審査料+工場調査料		
認証マーク除去及び 製品廃棄確認料	30,000/日/か所		
認証マーク料	基本基準(一般用・共用・寒冷地用) : 1/枚 基本基準(フレキ用) : 2/枚 特別基準・技術的基準用 : 1/枚		
品質確認証明書発行手数料	300/枚		
正本再発行手数料	20,000/登録		
試験片作成立会手数料	24,000/日/人		

注 1 自社検査方式の工場調査は 2 人で行う。

ただし、臨時の工場調査及び認証品の基準適合性評価を別日で行う場合、その限りではない。

注 2 日本水道協会水道用品検査手数料等に関する規則(110-1) 別表 2 最低保証検査手数料を適用

《適用金額》

2025 年 7 月検査分まで 24,000 円

2025 年 8 月検査分より 27,000 円

2026 年 4 月検査分より 30,000 円

別表 2 費用規則第 3 条第 13 号に掲げる性能試験料

1 浸出性能及び付加性能

(1) 浸出試験及び付加試験操作

項 目	金額(円)
標準試験操作〔Ⅰ類〕	92,000
〃 〔Ⅱ類〕	172,000
簡略試験操作(コンディショニングなし)	12,000
付加操作	12,000

注 標準操作〔Ⅰ類〕とは、通常の試験操作をいい、標準試験操作〔Ⅱ類〕とは、末端給水用具をいう。

(2) 水質基準項目

項 目	金額(円)
カドミウム及びその化合物	3,000
水銀及びその化合物	3,000
セレン及びその化合物	8,000
鉛及びその化合物	3,000
ヒ素及びその化合物	8,000
六価クロム化合物	3,000
亜硝酸態窒素	5,000
シアン化物イオン及び塩化シアン	10,000
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10,000
フッ素及びその化合物	5,000
ホウ素及びその化合物	8,000
四塩化炭素	12,000
1,4-ジオキサン	12,000
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス- 1,2-ジクロロエチレン	12,000
ジクロロメタン	12,000
テトラクロロエチレン	12,000
トリクロロエチレン	12,000
ベンゼン	12,000
塩素酸	8,000
臭素酸	8,000
ホルムアルデヒド	12,000
亜鉛及びその化合物	3,000
アルミニウム及びその化合物	8,000
鉄及びその化合物	3,000
銅及びその化合物	3,000
ナトリウム及びその化合物	5,000
マンガン及びその化合物	8,000
塩化物イオン	5,000
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10,000
蒸発残留物	4,000
陰イオン界面活性剤	12,000
非イオン界面活性剤	12,000
フェノール類	12,000
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5,000
pH値	1,000
味	500
臭気	500
色度	1,000
濁度	1,000

(3) 水質管理目標設定項目

項 目	金額(円)
アンチモン及びその化合物	8,000
ウラン及びその化合物	8,000
ニッケル及びその化合物	8,000
1,2-ジクロロエタン	12,000
トルエン	12,000
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	16,000
亜塩素酸	5,000
二酸化塩素	10,000
残留塩素	4,000
1,1,1-トリクロロエタン	12,000
メチル-tert-ブチルエーテル	12,000
1,1-ジクロロエチレン	12,000

(4) その他の項目

項 目	金額(円)
エピクロロヒドリン	12,000
アミン類	6,000
2,4-トルエンジアミン	16,000
2,6-トルエンジアミン	16,000
酢酸ビニル	12,000
スチレン	12,000
1,2-ブタジエン	12,000
1,3-ブタジエン	12,000
N,N-ジメチルアニリン	12,000
アクリル酸	12,000
ヒドラジン	6,000
モリブデン及びその化合物	8,000
バリウム及びその化合物	8,000
銀及びその化合物	8,000
アクリルアミド	16,000
ビスマス	8,000
キシレン	12,000

(5) 書類作成手数料

項 目	金額(円)
書類作成手数料	1,000/1 成績書

(6) 浸出性能試験に係る(2)～(4)までの手数料の特例

水道施設の技術的基準を定める省令の別表第1及び別表第2、並びに給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第1に規定するすべての項目を実施した場合の手数料は次の表による。

項 目	金額(円)
水道施設の技術的基準を定める省令の別表第1(水道用薬品)	220,000
水道施設の技術的基準を定める省令の別表第2(水道用資機材)	260,000
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第1(給水用具)	240,000

2 浄水薬品品質試験

(1) 品質試験操作

項 目	金額(円)
品質試験操作	12,000

(2) 品質試験項目

項 目	金額(円)
有効塩素 %	7,500
外観	1,000
密度(比重) (20℃)	3,000
遊離アルカリ %	7,500
臭素酸 mg/kg	8,000
塩素酸 mg/kg	8,000
塩化ナトリウム %	6,500
水酸化ナトリウム %	7,500
アンモニア態窒素 mg/L	6,500
二酸化けい素/鉄のモル分率	10,000

(3) 書類作成手数料

項 目	金額(円)
書類作成手数料	1,000/1 成績書

別表 3 抜取検査手数料

1 管類

(1) 金属管

種 別	呼び径 (mm)	単 位	基本基準 (円)	特別基準 (円)	付 記
ステンレス鋼鋼管	25 以下	トン	1,500	1,800	
	30 以上		2,380	2,850	
銅管	25 以下		980	1,180	
	30 以上		1,570	1,870	
フレキシブル管 波状管	25 以下	個	7	8	1m を超えるものは、m ごとに当該検査手数料の 1/2 を加算する
	30～50		22	26	

注 フレキシブル管及び波状管の呼び径 50mm を超えるものについては、呼び径 100mm までは呼び径 50mm の 1/2 の金額を加算する。以降、同様に 50mm を増すごとに呼び径 50mm の 1/2 の金額を加算する（ただし、トン単位を除く）。

(2) 複合管(金属+樹脂)

種 別	呼び径 (mm)	単 位	基本基準 (円)	特別基準 (円)	付 記
硬質塩化ビニルライニング鋼管 ポリエチレン粉体ライニング鋼管	25 以下	トン	720	870	
	30 以上		1,150	1,370	
アルミ三層ポリエチレン管 アルミ三層架橋ポリエチレン管 その他の複合管	25 以下		2,110	2,530	
	30 以上		3,340	4,010	

(3) 合成樹脂管

種 別	呼び径 (mm)	単 位	基本基準 (円)	特別基準 (円)	付 記
硬質ポリ塩化ビニル管	25 以下	トン	1,050	1,260	
	30 以上		1,660	1,990	
ポリエチレン管 架橋ポリエチレン管 ポリブテン管 ポリプロピレン管 その他の合成樹脂管	25 以下		2,110	2,530	
	30 以上		3,340	4,010	

2 給水機器類

種 別	単 位	基本基準 (円)	付 記
給水給湯機器 温水暖房機 製氷機 ウォータークーラ 自動販売機 家電機器類 洗浄装置付便座	個	60	瞬間湯沸器、貯湯湯沸器、貯蔵湯沸器 太陽熱集熱器、給湯タンク、給茶器、 貯水槽、非常用緊急貯水槽、 食器洗い器、洗米機、うがい器、 ディスポーザ用給水装置、 加圧装置 等

注 浄水器付の給水機器は、給水機器の金額に浄水器の 1/2 の金額を加算する。

3 バルブ類

(1) 铸铁類・非鉄類・樹脂類

種 別	呼び径 (mm)	単 位	基本基準 (円)	特別基準 (円)	付 記
銅合金鋳物製弁 ステンレス製弁	25以下	個	14	17	一般弁、逃し弁、 減圧弁、電磁弁、 定流量弁、 逆止弁、吸気弁、 減圧式逆流防止器、 歯科用バルブ、 ストレーナ、 ボールタップ、 止水栓、 水撃防止器、 流量センサー、 ミキシングバルブ 等
	30～50		60	71	
铸铁製弁 合成樹脂製弁	25以下		14	17	
	30～40		60	71	
特殊逆止弁	25以下		2	3	

注 1 呼び径 50 mmを超える銅合金鋳物製弁は、バルブ類(2)の金額とする。

呼び径 40 mmを超える铸铁製弁・合成樹脂製弁は、バルブ類(2)の金額とする。

注 2 電磁弁の連結式のものは、1 個増すごとに当該抜取検査手数料の 1/2 の金額を加算する。

注 3 ストレーナは、銅合金鋳物製弁の 1/2 の金額とする。

注 4 バルブ類に止水栓が連結するものは、1 個増すごとに当該抜取検査手数料の 1/2 の金額を加算する。

(2) 鋳鉄類・非鉄類・樹脂類の大口径

呼び径 (mm)	単 位	基本基準 (円)	特別基準(円)			付 記
			弁	内面防食	外面防食	
50	個	240	285	78	39	ストレーナは、弁類の1/2 とする。 防食の種類 ・樹脂粉体塗装 ・液状エポキシ樹脂塗装 ・ゴムライニング
75 (80, 65)		270	325	90	45	
100		335	400	100	50	
125		400	480	130	65	
150		465	560	140	70	
200		605	725	180	90	
250		840	1,010	260	130	
300		940	1,130	280	140	
350		1,135	1,360	350	175	

4 水栓類

種 別	呼び径 (mm)	単 位	基本基準 (円)	特別基準 (円)	付 記
給水栓	25 以下	個	14	17	給水栓、洗浄弁、 バキュームブレーカ、 スプリンクラーヘッド、 単水栓、浄水器用水栓、 ハンドシャワー付水 栓(入口1個)、 化学水栓 等
湯水混合水栓			27	32	湯水混合水栓、 ハンドシャワー付水 栓(入口2個)、 太陽熱用水栓、 浄水器用水栓 等
不凍給水栓	25 以下		37	44	水抜栓
	30～50		142	170	
水栓柱	25 以下		24	29	
止水栓	25 以下		14	17	
	30～50		60	71	

注1 吐水口は、給水栓の1/2の金額とする。

注2 浄水器付水栓は、水栓の金額に浄水器の1/2の金額を加算する。

注3 呼び径50mmを超える水栓類は、バルブ類の(2)の金額とする。

注4 呼び径30～50mmの給水栓、湯水混合水栓及び水栓柱は、バルブ類(1)銅合金鋳物製弁・ステンレス製弁の金額とする。

5 メータユニット

呼び径 (mm)	単 位	基本基準 (円)	付 記
13～25	個	14	
30～50		60	

注1 止水機構・逆止弁付の場合は、1か所に付きバルブの1/2の金額を加算する。また、減圧弁の場合も同様とする。

注2 流路切替弁(三方弁)は、止水機構として扱う。

注3 呼び径50mmを超えるものについては、呼び径100mmまでは呼び径50mmの額の1/2の金額を加算する。以降、同様に50mm増すごとに呼び径50mmの1/2の金額を加算する。

注4 連装式のものは、1個増すごとに当該抜取検査手数料の額の1/2の金額を加算する。

6 継手類

(1) 継手類

種 別		呼び径 (mm)	単 位	基本基準 (円)	特別基準 (円)	付 記
鋳鉄製樹脂防食継手 (メカニカル継手除く)		25 以下	トン	8,440	10,120	ねじ込み式フランジ
		30 以上		13,380	16,060	
ステンレス鋼鋼管継手(SUS) (ハンダ式・プレス式)		25 以下	個	1	1.2	
		30～50		3.2	3.9	
ステンレス鋼鋼管継手(CAC)		25 以下	個	2.7	3.2	
		30～50		8	10	
メカニカル継手(ワンタッチ継手含む) ステンレス製継手(ハンダ式、プレス式を除く)		25 以下	個	9	11	カップリング ステンレス鋼鋼管継手(SUS)(伸縮式・圧縮式) ポリエチレン管 金属継手 架橋ポリエチレン管 金属継手 ポリブテン管 金属継手 絶縁・伸縮・可とう・自在継手等
		30～50		42	50	
銅合金鋳物製継手・銅管継手 (メカニカル継手を除く)		25 以下	トン	3,600	4,320	フランジ
		30～50		5,720	6,860	
フレキシブル継手		25 以下	個	7	8	1mを超えるものは、 m 毎に当該検査手数料の1/2を加算する
		30～50		22	26	
樹脂継手 (メカニカル継手を除く)	硬質ポリ塩化ビニル	25 以下	個	0.4	0.5	管端コアは1/2 とする
		30～50		0.7	0.9	
	ポリエチレン ポリブテン 架橋ポリエチレン その他	25 以下	個	0.7	0.9	
		30～50		1.5	1.8	

注1 フレキシブル継手にバルブがついているものは、バルブの1/2の金額を加算する。
また、配管ユニットの場合も同様とする。

注2 呼び径50mmを超えるものは、呼び径100mmまでは呼び径50mmの1/2の金額を加算する。以降同様に50mmを増すごとに呼び径50mmの1/2の金額を加算する。(ただし、トン単位を除く)

注3 呼び径50mmを超える樹脂継手硬質ポリ塩化ビニルは、継手類(2)の金額とする。

注4 JWWA K 141 及び JWWA K 150 に基づく特別基準の検査について、継手本体と防食継手を2回に分けて検査を行う場合、それぞれ鋳鉄製樹脂防食継手の1/2の金額とする。

(2) 樹脂継手硬質ポリ塩化ビニルの大口径

呼び径 (mm)	単 位	基本基準 (円)	付 記
65	個	3.3	
75(80)		3.3	
100		3.3	
125		4.7	
150		4.7	
200		6.7	
250		10	
300		13	
350		17	

7 浄水器

呼び径 (mm)	単 位	基本基準 (円)	付 記
13～25	個	14	
30～50		60	

注1 交換用カートリッジは、浄水器の1/2の金額とする。

注2 呼び径50mmを超えるものは、呼び径100mmまでは呼び径50mmの1/2の金額を加算する。以降、同様に50mm増すごとに呼び径50mmの1/2の金額を加算する。

8 配管ユニット

呼び径 (mm)	単 位	基本基準 (円)	付 記
13～25	個	41	総延長3m未満は、フレキシブル継手を適用する
30～50		65	

注 フレキシブル継手にバルブがついているものは、バルブの1/2の金額を加算する。

9 器具ユニット

種 別	単 位	基本基準 (円)	付 記
給水栓数1個	個	74	流し台、洗面台、便器、洗髪台、 多機能シャワー、ロータンク 等
給水栓(吐水口、シャワーヘッドを含む) 1個増すごと		10 加算	

注 ボールタップ付ロータンク(ボールタップが認証品又は JIS 製品の場合)は、1/2 の金額とする。

10 設備ユニット

種 別	単 位	基本基準 (円)	特別基準 (円)	付 記
2 点セット	個	102	122	
3 点セット		150	180	
4 点セット		205	246	
給水栓 1 個増すごと		10 加算	12 加算	
加圧ポンプユニット		102	122	

11 その他(修理用クランプ)

呼び径 (mm)	単 位	基本基準 (円)	付 記
25 以下	個	9	
30～50		42	
65		120	
75(80)		135	
100		167	
125		200	
150		232	
200		302	
250		420	
300		470	
350		567	